

BE KOBE ミライ PROJECT アンバサダー規約

(目的)

第1条 この規約は、BE KOBE ミライ PROJECT (以下、本プロジェクト) のアンバサダーに関わる事項を定めるものとします。

(アンバサダーの種別)

第2条 アンバサダーは、本プロジェクトの事業に賛同し、アンバサダーになることを希望した個人、法人又は団体で、次の各号のいずれかに該当するものとします。

- (1) 個人
- (2) 法人 (又は団体) A (ブロンズアンバサダー)
- (3) 法人 (又は団体) B (シルバーアンバサダー)
- (4) 法人 (又は団体) C (ゴールドアンバサダー)
- (5) グッズアンバサダー
- (6) イベントアンバサダー

(アンバサダーの役割と特典)

第3条 アンバサダーは本プロジェクトを積極的にPRするとともに、参画者の拡大を図る役割を担っていただきます。

2 アンバサダーは以下の特典を受けることができます。

- (1) 本プロジェクトからの各種情報提供
- (2) 本プロジェクトが関わる活動への参加の呼びかけ
- (3) 本プロジェクトのWebサイトやパンフレット等へのお名前の掲載
- (3) 本プロジェクトにおけるアンバサダー活動のご紹介、又はPRとしての利用
- (4) BE KOBE ミライPROJECTのロゴの利用

(アンバサダー申込み手続き)

第4条 アンバサダーを希望する個人、法人又は団体は本プロジェクト所定の方法により申込みをしていただくことが必要です。

2 アンバサダー希望者が次のいずれかに該当する場合、申込を承諾しないことがあります。

- (1) 申込の際の申告事項に、虚偽の記載、誤記、記入漏れのあった場合
- (2) 申込後一定の期間(30日)を経過しても、会費の支払いがない場合
- (3) 過去に本プロジェクトからその資格を取り消されたことがある場合
- (4) 本プロジェクトが提供する情報の著作権他、各帰属先の有する知的財産権の侵害を行った場合
- (5) 申込希望者が暴力団等反社会的勢力に所属または関係していると判明した場合

(6) その他、本プロジェクトがアンバサダーとして承認することを不適当と判断した場合

(期間及び会費)

第5条 アンバサダーは、会費について以下のいずれかを選択するものとします。

(1) 個人

年払い(年1回支払い) …… 1口以上 6,000円/年

(2) 法人(又は団体)

年払い(年1回支払い)

法人(又は団体) A (ブロンズアンバサダー) …… 50,000円/年

法人(又は団体) B (シルバーアンバサダー) …… 100,000円/年

法人(又は団体) C (ゴールドアンバサダー) …… 300,000円/年

(3) グッズアンバサダー

本プロジェクトとコラボレーションした商品の売上金の一部を寄付金または協賛金としてお支払いいただきます(金額及び期間等の条件については別途協議します)。

(4) イベントアンバサダー

アンバサダーが主催するイベントでの本プロジェクトのPRやコラボレーションイベントの実施および出展ブースのご提供などでのご協力(ご協力内容及び期間等の条件については別途協議します)

2 会費および寄付金や協賛金については、本プロジェクト所定の方法によりご入金いただきます。

(会費等の使途)

第6条 前条の会費、寄付金、協賛金は、当該事業年度における本プロジェクトの目的を達成するための各事業費及び管理費に使用し、余剰金をBE KOBEミライ基金に編入するものとします。

(アンバサダー資格及び有効期間)

第7条 申込みは毎月末日締めとし、申し込み種別に応じた会費の支払いが確認できた日の翌月を入会月とします。

2 有効期間は、入会月又は更新月から12ヶ月とします。

(アンバサダー更新)

第8条 更新を希望する場合は、下記の本プロジェクト所定の方法で会費を支払うものとします。

(1) 個人、法人のアンバサダーの更新に関しては、有効期限の約1ヶ月前と、有効期限を過ぎた日の翌月に更新手続きの案内を行います。

- (2) 有効期限当日までに会費の支払いがない場合は、アンバサダー有効期限は終了し、アンバサダー資格を失います。

(個人情報・著作権の取り扱い)

第9条 本プロジェクトは、アンバサダーが入会時に届け出た氏名、団体・法人名、住所、電話番号、電子メールアドレス等の用途について、別途提示する個人情報保護方針に基づき使用します。

- 2 本プロジェクトによって提供される情報の著作権は本プロジェクトに属します。
3 本プロジェクトによって提供される情報を、複製、編集、加工、発信、販売、出版その他いかなる方法においても、著作権法に違反して使用することを禁止します。

(資格喪失)

第10条 アンバサダーが、次のいずれかに該当するときは、その資格を失います。

- (1) 本プロジェクトの規約に違反したとき。
(2) 本プロジェクトの名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
(3) アンバサダーとしてふさわしくないと認められる行為をしたとき。
(4) 有効期限当日までに会費の支払いがないとき（グッズアンバサダー・イベントアンバサダーは除く）。

(退会)

第11条 アンバサダーは退会届を本プロジェクトに提出して任意に退会することができます。

- 2 前項の場合、納入した会費については、これを返還しません。

(再入会)

第12条 過去に本プロジェクトのアンバサダーであった者（退会后1年以上経過している場合）で再入会を希望する場合には、第4条の規約を準用します。

(反社会的勢力に関する表明保証等)

第13条 アンバサダー希望者は、本アンバサダーの申込時及び申込後において、自らが暴力団又は暴力団関係企業・団体その他反社会的勢力（以下、総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと、反社会的勢力の支配・影響を受けていないこと、並びに自らの役員、従業員、及び関係者等が反社会的勢力の構成員、又はその関係者ではないことを表明し、保証するものとします。

- 2 アンバサダーが次の各号のいずれかに該当することが合理的に認められた場合、本プロジェクトはなんら催告することなく、その資格の停止又は取消し（以下「当該処分」という。）をすることができます。

- (1) 反社会的勢力に属していること
 - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していること
 - (3) 反社会的勢力を利用していること
 - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供、又は便宜を供与するなどの関与をしていること
 - (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること
 - (6) 自ら又は第三者を利用して、本プロジェクト又は本プロジェクトの関係者に対し、詐術、暴力的行為、又は脅迫的言辞を用いたこと
- 3 前項各号のいずれかに該当したアンバサダーは、本プロジェクトが当該処分により被った損害を賠償する責任を負うものとし、自らに生じた損害の賠償を本プロジェクトに求めることはできないものとします。

(アンバサダー規約の追加・変更)

第14条 本規約に定めのない事項で必要と判断されるものについては、プロジェクト会議の決議により定めるものとします。

- 2 本プロジェクトは、プロジェクト会議の決議により、本規約の全部または一部を変更することができます。本プロジェクトにより変更された本規約は、本プロジェクトのWebサイト上に掲載された時点で効力を発するものとし、以後アンバサダーは、当該変更された本規約に拘束されるものとします。

(免責および損害賠償)

第15条 アンバサダーは、本プロジェクトの活動に関連して取得した資料、情報等について、自らの判断によりその利用の採否・方法等を決定するものとし、これらに起因してアンバサダーまたは第三者が損害を被った場合であっても、本プロジェクトは一切責任を負わないものとします。

附 則

本規約は2019年3月15日より実施します。